

学校法人宮崎学園一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境を整備し、すべての教職員がその能力を十分に発揮でき、優秀な人材の確保ができるよう次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を次のように策定する。

1. 計画期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間

平成20年4月1日から平成24年3月31日までの4年間

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間

2. 内容

厚生労働省の下記行動計画策定指針に沿い、各指針に対応する目標1～8について段階的に実施する。

- 指針：①子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備（目標1～5）
②働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（目標6）
③上記以外の次世代育成支援対策に関する事項（目標7・8）

目標1 妊娠中や出産後の教職員の健康の保持について、教職員に対する制度の周知や情報提供及び相談体制を整備する。

平成17年4月～ 次世代育成アドバイザー委嘱（4人：本部・大学・短大・高校）

- 平成19年4月～ 就業規則変更手続きによって関連事項の周知を図る。
①妊娠中・産後の保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保（第18条：特別有給休暇）
②妊娠中の通勤緩和（第18条：特別有給休暇）
③産前産後休暇（第18条：特別有給休暇）
④妊娠中の休憩に関する措置（第18条：特別有給休暇）
⑤妊婦の軽易業務転換（第43条：健康保持の措置）
⑥妊産婦等の危険有害業務の就業制限（第43条：健康保持の措置）
⑦妊産婦の時間外・休日労働・深夜業の制限（第43条：健康保持の措置）

※妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限については誠9.4.1協定済み

平成22年4月～ 次世代育成アドバイザー制度について教職員に周知する。また学園の関連諸制度について教職員に資料を配付し、周知をはかる。

目標2 産前産後休暇後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行う。

平成17年4月～ 復帰後の1年間は、原則として配置転換を行わない。また業務内容及び学校行事（修学旅行引率）等については必要に応じて軽減等の措置を図る。

目標3 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を行う。

(平成10年4月)～「育児休業の施行に関する規程」制定時に、「育児休業が終了したときは、育児休業前の職及び職務に従事する。」ことを規定

平成17年4月～ 代替要員は期限付き雇用又は人材派遣等を利用し、教職員が職場復帰しやすい状態をつくる。

平成22年4月～ 育児休業している教職員に毎月発行される「宮崎学園月報」を郵送する。

平成22年6月～ 育児・介護休業法改正（誠22.6.30施行）に伴い、3歳までの子を養育する教職員が希望すれば利用できる短時間勤務制度に加えて、請求すれば所定外労働が免除される制度、及びパパ・ママ育休プラス制度を導入する。

目標4 教職員が子どもの看護のための休暇を取得できる制度を導入する。

(平成16年4月)～小学校就学前の子どもの看護のための休暇（5日）を取得できるよう就業規則に規定（第18条：特別有給休暇）

平成22年6月～ 育児・介護休業法改正（誠22.6.30施行）に伴い、現行の「子の看護のための休暇（5日）」を対象の子が2人以上の場合は10日とするための規程整備を行う。

平成24年4月～ 小学校就学前を対象としていた子どもの看護のための特別有給休暇を「中学校就学前」とし、対象を広げる。（就業規則第18条：特別有給休暇）

「子の養育のための休暇」を新設し、配偶者の産前産後8週間以内に父親が当該出産の子又は小学校就学前の子の養育のための休暇を取得できるようにする。

目標 5 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休暇など諸制度の周知を図る。

平成 22 年 4 月～ 産前産後休暇、育児休業に関する学園現行制度について資料を作成し、教職員に配付する。

平成 22 年 6 月～ 改正育児・介護休業法に伴う学園制度変更について資料を更新し、教職員に配付する。

平成 23 年 4 月～ 本行動計画を各学校ホームページに掲載し、産前産後休暇、育児休業に関する学園現行制度についての資料を教職員に配付する。

平成 24 年 4 月～ 子の看護及び養育のための休暇の拡充・新設に伴い、学園現行制度（産前産後休暇、育児休業等）に関する資料を更新し、教職員に配付する。

目標 6 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修を実施する。

平成 22 年 4 月～ 幹部連絡会議にて、機会均等に関するメールマガジン（発行：厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課均等業務指導室）による情報提供を行う。

目標 7 労働者が子どもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るために、学園内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取り組みを実施する。

平成 23 年 4 月～ 短大の市民講座「ニューライフ・アカデミー」において、保育科・初等教育科の教育内容を生かした講座内容を提供する。中学・高校の PTA 教養講座において、家庭の教育力向上のための講座内容を検討する。

平成 24 年 4 月～ 短大にて「子育て支援セミナー：0 歳～就学前の子どもを持つ保護者対象」を継続実施する。また「保育研修会：幼稚園教諭・保育士対象」を継続実施する。

目標 8 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練を推進する。

平成 22 年 4 月～ 大学・短大の学生について、新たな部署（大学：自己開発センター、短大：キャリア支援課）を通してインターンシップ等の就業体験機会の提供を行う。